

監 委 第 88 号
平成21年3月26日

太 田 市 長 清 水 聖 義 様
太田市議会議長 半 田 栄 様

太田市監査委員 桐 生 博 司
太田市監査委員 山 田 隆 史

平成20年度行政監査結果報告書

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり報告します。

行政監査結果

「防犯灯設置状況について」

太田市監査委員

平成21年3月18日

1 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項による普通地方公共団体の事務の執行についての監査

2 監査の期間

平成21年1月16日から平成21年3月18日まで

3 監査テーマ

「防犯灯設置状況について」

4 監査の目的及び選定理由

市民満足度アンケート調査結果において、「防犯体制の強化」については、最近多発している犯罪を受け、防犯灯が不足しているとの意見が多いことから、満足度が低く、重要度が高い分析結果となっている。これは市民の多くが安全・安心を求めている結果のあらわれであり、最優先で改善しなければならない重要改善項目としてとらえることができる。

こうしたなか、太田市は「新生太田総合計画第3次実施計画」により、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりとして、夜間の犯罪防止、交通安全対策などのための防犯灯の整備拡充をはじめ、青色回転灯付防犯パトロール車の配備など、防犯活動の推進、防犯設備の拡充を図り、市民の安全確保に努めている。

このように、地域全体の防犯体制が確保されることが重要であることから、市内各地域に設置されている防犯灯の状況を把握するとともに、防犯灯の新設要望への対応や修繕等維持管理のための体制等が有効性、効率性に配慮されているかについて監査を行うことにより、地域全体の夜間における犯罪の抑止及び交通事故の抑止への効果、また、さらなる安全・安心なまちづくりの推進が図られることを目的とする。

5 監査対象

市内各地域の防犯灯の整備及び維持管理についての事業を対象とする。

6 監査の着眼点

- (1) 地域格差なく設置がされ、市内全域の防犯設備の拡充が図られているか。
- (2) 設置要望及び修繕依頼に対し、効率性を高めるための工夫が図られているか。
- (3) 通学路等、特に重要な場所への設置について、市民等の要望を踏まえた対応が図られているか。
- (4) 事業の効果をより高めるための工夫がされているか。
- (5) モデル地区防犯灯設置助成金制度の活用は図られているか。

7 実施方法

事業担当課に対し、別紙「防犯灯設置状況調書」の提出を求め、提出された関係書類について、補助職員による予備監査を行い、必要に応じて関係職員からの内容聴取及び現地調査を実施した。

8 監査の結果

市民が安全・安心に暮らせるまちづくりのため「新生太田総合計画」において、生活環境整備の中の施策のひとつである防犯灯の設置について、平成18年度末現在の設置総数14,321灯を平成23年度まで毎年度300灯の増設を行い、15,821灯とすることとした施策指標を定めている。

平成18年度末から平成20年度末までの各年度における設置総数、単年度設置数及び工事費の状況については、表1のとおりである。

表1 年度別設置数・工事費の状況

年 度	設置総数	単年度設置数	工事費
平成18年度	15,284灯	1,263灯	19,935千円
平成19年度	16,541灯	1,257灯	14,652千円
平成20年度	17,161灯	620灯	10,409千円

※設置数については、東京電力の電柱、NTTの電話柱、独立柱による設置及び寄付によるものも含む。

※平成20年度の設置数及び工事費は、年度末時点での見込み数値である。

※工事費については、表示単位未満四捨五入とした。

また、寄付防犯灯の状況については、表2のとおりである。

表2 年度別寄付防犯灯の状況

年 度	寄付灯数	寄付の主な事由
平成18年度	47灯	住宅開発に伴い設置されたもの
平成19年度	219灯	北関東自動車道ボックス内照明の管理移管によるもの
平成20年度	66灯	北関東自動車道ボックス内照明の管理移管によるもの

平成18年度以降、各年の設置目標に対しての推移をみると、通学路への設置については、旧3町についても積極的に設置が行われている。また各地区からの要望に対しても、ほぼ全てについて、防犯灯設置要望書に基づき要望どおりの設置がされており、指標以上の成果が出ていることから市民等からの要望を踏まえた事業実施が行われている結果となっている。

修繕については、防犯委員及び市民からの依頼を取りまとめ、一括して修繕依頼するのではなく、必要に応じ個々に修繕依頼をしているため、迅速な対応が図られている。

平成18年度末から平成20年度までの各年度における修繕内容別件数及び修繕費の状況については、表3のとおりである。

表3 年度別修繕内容別件数・修繕費の状況

修繕内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
蛍光ランプ（白）	3,340灯	3,537灯	2,923灯
蛍光ランプ（青）	—	—	17灯
ナトリウム灯ランプ	96灯	91灯	58灯
自動点滅器（一般用）	969灯	1,080灯	1,019灯
自動点滅器（通学用）	71灯	68灯	65灯
器具一式（白一般）	480灯	495灯	469灯
器具一式（通学用）	4灯	0灯	2灯
その他	102灯	163灯	96灯
計	5,062灯	5,434灯	4,649灯
修繕費	21,359千円	23,686千円	19,665千円

※平成20年度の修繕灯数及び修繕費は、12月末現在の数値である。

※修繕費については、表示単位未満四捨五入とした。

「防犯灯設置状況調書」及び関係書類に基づき、着眼点ごとに監査を行った結果は、次のとおりである。

（1）地域格差なく設置がされ、市内全域の防犯設備の拡充が図られているか。

1市3町の合併後、今日までの間、各地域における市民の要望や、北関東自動車道開通に伴いボックス内に防犯灯の設置が行われてきているところである。そこで旧市町部を地区単位とする、平成18年度末から平成20年度末までの各年度における設置状況は、表4のとおりである。

表4 年度別・地区別の設置数の状況

地区名	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	設置総数	単年度	設置総数	単年度	設置総数	単年度
太田地区	9,755灯	346灯	10,314灯	559灯	10,613灯	299灯
尾島地区	1,217灯	62灯	1,728灯	511灯	1,775灯	47灯
新田地区	2,165灯	141灯	2,276灯	111灯	2,453灯	177灯
藪塚本町地区	2,147灯	714灯	2,223灯	76灯	2,320灯	97灯
計	15,284灯	1,263灯	16,541灯	1,257灯	17,161灯	620灯

※平成20年度の設置数は、年度末時点での見込み数である。

防犯灯新設においては、「新生太田総合計画」に基づき、市内全域で年 300 灯を設置目標としており、予算の範囲内で 17 支部へ均等に要望数の割振りを行い、防犯灯設置要望書の提出により、設置を行っている。

太田地区の平成 20 年度の単年度設置数については、主に各地区における市民の要望により、防犯委員を通じて提出された要望書に基づき設置が行われたものである。尾島地区、新田地区及び藪塚本町地区についても太田地区と同様に要望による設置であるが、そのうち、新田地区の 110 灯については通学路への設置要望として、支部ごとの割振りとは別枠の要望により設置が行われたものとなっている。また、藪塚本町地区の 50 灯についても支部ごとの割振りとは別枠で北関東自動車道開通に伴い、東日本高速道路㈱との設置協議によりボックス内に設置を行ったものである。

なお、平成 20 年度設置数のうち、太田地区では 64 灯、藪塚本町地区では 2 灯が寄付によるものである。

各地区からの要望により新設された防犯灯及び通学防犯灯については、地区ごとに優先順位を設定しているため、バランスと緊急性、必要性、有効性を考慮したうえでの設置が行われており、適切な事業実施が行われていた。

しかし、市民からの設置要望のうち、付近の住人や土地所有者の同意が得られない等の理由により設置ができないもの、また、設置要望個所に電柱が無いため電気を引くための新たな電柱等の設置の必要性が生じることから、設置に苦慮し、要望が出せない事例等も見受けられた。地元内で防犯委員を中心に設置に向けた調整を行っていることから、今後さらに地元住民との協力により防犯設備の拡充を図っていくことが重要である。

(2) 設置要望及び修繕依頼に対し、効率性を高めるための工夫が図られているか。

設置に係る事務手続きについては、「防犯灯新設事業（整備拡充）業務手順書」により規定されているが、修繕に係るものの規定がされていなかった。また、設置及び修繕実施のための実施要領等規定しているものがなかった。修繕等実施基準の明確化、事務処理の効率性、サービス維持のため、実施要領等の策定をされたい。

設置工事については、前期分、後期分としてまとまった時点での工事発注となるため、早期に設置要望を提出した地区については、事業担当課が半期ごとに設置要望をまとめるまで日数を要することから、発注時期が遅くなり設置が遅いとの苦情が寄せられている事例が見られた。

このようなことから、要望箇所の必要性、安全性に配慮を行い、工事発注の時期、回数を検討する必要があると考えられる。

また、修繕については、防犯委員から直接業者に依頼しており、防犯灯修繕依頼書が後から市へ提出されている。業者については、組合に加盟しており、市と単価契約を締結している。現状では、市が修繕箇所及び修繕内容について事前に把握することが出来ないが、市民の要望に迅速に対応することを最優先としている。今後、修繕の事務処理手続きについては、市内部での意思決定を明確にし、公平性、経済性が確保されるよう検討されたい。

(3) 通学路等、特に重要な場所への設置について、市民等の要望を踏まえた対応が図られているか。

通学路への設置については、地元からの要望の他に、中学生からの要望によるものもある。中学生の要望については、市長との縁台トークの場での意見が反映された結果、要望として提出されたものとなっていた。設置に関しては、市民からの要望を踏まえたものとなっており適切な対応が図られていた。

なお、平成18年度から平成20年度の各年度において、通学路へ新たに設置を行った数の状況については、表5のとおりである。

表5 通学路年度別設置状況

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
設置箇所	藪塚本町地区	尾島地区	新田地区
灯 数	699灯	595灯	110灯

(4) 事業の効果をより高めるための工夫がされているか。

球切れ等による修繕については、より迅速な対応が必要なことを配慮したなかで、防犯委員及び市民からの要望を速やかに業者に修繕依頼をしており、必要に応じ個々に修繕の発注をしているため、迅速な対応が図られていた。

今後も、防犯灯については、電気料金が定額制となっているため、点灯していないまま長い間放置することなく、事業の効果及び犯罪防止が図られるよう適切な対応をされたい。

特に、球切れ等による修繕の必要の有無を判断するためには、夜間でないと判断が困難なため、地域の協力を得て修繕の遅延とならないよう努められたい。

地区によっては、犯罪の抑止効果を上げるため、試験的に青色の蛍光管を設置している箇所も見られ、事業の効果を上げるための工夫が見られた。

また、防犯灯設置及び修繕箇所の特定を容易に行うことができるように、防犯灯が設置されている柱には管理番号を付した防犯灯シールを貼付することにより設置場所が特定できるようになっていたが、防犯灯新設により新たに管理番号を付けた場合に、まれに防犯委員から事業担当課への報告もれ等により防犯灯台帳に加除されていないものも見られた。

防犯灯台帳の適切な管理のために、各地区の防犯委員との連絡を密にし、新設、修繕依頼に迅速な対応ができるよう台帳の加除についての的確に行われたい。

また、設置箇所図については、一部の地区においてのみ備え付けがされていた。将来的には地図情報システムを活用した電子化による設置箇所図の検討がされている。

システム構築には多大な費用と労力がかかるが、効率的な事務処理と市民が安全・安心して暮らせるまちづくりのために、システム構築に向け期待するものである。

(5) モデル地区防犯灯設置助成金制度の活用は図られているか。

「太田市モデル地区防犯灯設置助成金」制度とは、自己の家庭の安全・安心を目的に門柱灯又は庭園灯の器具を設置する者に対して、その費用の一部を助成するものであり、防犯灯設置により、公衆用道路を照明することができ、道路上の防犯灯としての役割を果たすものとなっている。東矢島地区の土地区画整理区域内を含めた東矢島町及び南矢島町地内において住宅等を所有している者が条件を満たした器具を設置したものに助成金を交付している。しかしながら平成17年度に南矢島町の3件について助成金の交付を行った以降、今日までは助成金対象となる照明器具設置の実績がなかった。

今日の社会情勢や住宅事情を考慮し、制度のあり方について検討を行うとともに、地域での防犯活動の重要性を再認識し、現状に即した制度の運用が図られるよう望むものである。

9 まとめ

防犯灯設置状況について、関係書類に基づき着眼点ごとに監査を行った結果は、以上のとおりである。有効性、効率性の観点においては、おおむね適正な事業実施が行われていた。

近年、全国的な犯罪の発生率は増加傾向にあり、犯罪内容は年々巧妙化し、かつ凶悪化、広域化している。このような状況の中、市民の意識の中では地域での防犯活動に対する意識の高揚や行政に対する犯罪防止への取り組みに関心が寄せられている。

まちの明かりは、犯罪を未然に防止する効果があり、市民の不安が軽減されることから防犯灯の設置は重要である。県が主体（東部県民局独自の防犯対策）となり実施している「一軒一灯運動」の普及啓発活動との連携により、市民が市や県と連帯して防犯活動に取り組んでいるという意識をさらに持てるよう、地域での防犯活動推進の向上に引き続き努力されることを期待するものである。

また、「新生太田総合計画第3次実施計画」は、総合計画に基づく将来の都市像「人と自然にやさしい笑顔で暮らせるまち太田」を実現するため、平成21年度から平成23年度までの実施事業を策定したものとなっている。その実施事業のなかでも「安全・安心なまちづくり」として位置付けがされている防犯灯新設整備事業については、今後においても計画に基づき、効果的な事業実施が行われることを望むものである。そして、より一層市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現が図られることを期待するものである。